

判例評釈

〔フランス企業法判例研究〕

有限会社における「少数派の濫用」および総会決議の効力

破毀院商事部2013年3月19日判決⁽¹⁾

SARL Franval 社事件

鳥山 恭一

〔事実〕

HFS 社 (société Holding Financière Séguéy) は《Pétrin Ribeirou》のブランドのライセンスの許諾をうけて、「製パン洋菓子店 (boulangerie-pâtisserie)」のフランチャイズの店舗網 (réseau de commercialisation) を展開していた。

X 夫妻は《Pétrin Ribeirou》のフランチャイズに加盟するにあたり、「Pétrin Ribeirou のノウハウの利用 (exploitation du savoir-faire Pétrin Ribeirou)」を会社の目的にして有限会社である Franval 社を設立した。Franval 社の資本はその74%に相当する持分を X 夫妻およびその家族が保有し、残りの26%に相当する持分を HFS 社の完全子会社である SDPR 社が保有した⁽²⁾。そして、HFS 社は1997年9月30日の契約により、X 夫妻に対して個人としてかつ Franval 社の創業者 (fondateur 発起人) の資格において、そのノウハウ (savoir-faire) および“Le Pétrin Ribeirou”のブランド (marque) の利用権 (droit d'exploitation) のサブライセンス (sous-licence) を許諾した。

(1) 会社の目的を変更する定款変更の総会決議

そのようにして《Le Pétrin Ribeirou》のフランチャイズに加盟してから約8年後に X 夫妻は、同じ店舗網に属する競合する店舗が開業したためにこの店舗網から離れることにした。HFS 社は2006年4月16日付けで、Franval 社との間のサブライセンス契約の解約 (résiliation) に同意し、Ribeirou ブランドの商品の製造の停止、看板の取下げ (dépôt de l'enseigne)、および、顧客の側にフランチャイズの店舗とあらたな経営との間に混同が生じないようにするための Franval 社の営業のコンセプト (concept commercial) の変更を Franval 社に対して要求した。

そして、HFS 社は、近接または同一のブランド (marque voisine ou identique)

を利用すること、および、契約の終了後 3 年の間に製パン洋菓子店 (boulangerie patisserie viennoiserie) の伝統的な職業にかかわるすべての業務を行なうことの契約上の禁止を誠実な競争であることを留保して解除した。HFS 社は反対に、この禁止を近親者 (proches) および被用者 (employés) に遵守させる義務、ならびに、契約の終了後 3 年の間に競合する店舗網に加入し、近似のブランド (marque approachante) を利用し、Pétrin Ribeirou のノウハウ (savoir-faire) およびブランド (marque) を用いて行なわれる業務と競合する業務の運用にかかわることの禁止を解除しなかった。

Franval 社は、2006年 4 月 20日に開催した社員総会の後に第 2 回目の招集により 2006年 5 月 11日に開催した社員総会において、SDPR 社が欠席したために必要な持分の 4 分の 3 の多数 (商法典 L. 223-30条 2 項) は欠いていたが、資本の 74% に相当する持分を保有する出席した社員により会社の目的を変更する定款変更を決議した。

それに対して SDPR 社は、Franval 社を被告にして、同社の「正当な理由による期限前の解散 (dissolution anticipée pour justes motifs)」（民法典 1844-7 条 5 号）を求め、かつ、X 夫妻を被告にして、X 夫妻に対する損害賠償の支払命令を求めて訴えを提起した。それに対して X 夫妻は、「責任追及訴権 (action en responsabilité)」の消滅時効の完成を主張し、さらに、SDPR 社による「少数派の濫用 (abus de minorité)」を主張した⁽³⁾。その後、SDPR 社は本件訴訟の係属中に解散し、その資産はその単独社員である HFS 社が承継した。

(2) Aix-en-Provence 控訴院の判決

Aix-en-Provence 控訴院はその 2012年 1 月 26日の判決においてつぎの判示により、X 夫妻が主張する責任追及訴権の消滅時効の完成および SDPR 社による「少数派の濫用」を認めた。

(a) 責任追及訴権の時効消滅

「HFS 社が展開する議論から、X 夫妻の責任は、2006年 5 月 16日の Franval 社の特別総会において同社の定款を変更した決議が違法に採択された結果として追及されていることになる。召喚 (assignation) がこの日から 3 年より後になされたので、X 夫妻がこれらの条件において、商法典 L. 235-13条の 3 年の消滅時効を主張するのは正当である。」

(b) SDPR 社による「少数派の濫用」

Aix-en-Provence 控訴院は、HFS 社が 2006年 4 月 16日付けで Franval 社に対

するサブライランス契約の解約に同意した際の（うへの（1）にみた）条件を認定したうえで、HFS社が解除しなかったとされる近親者（proches）および被用者（employés）に禁止を遵守させる義務、ならびに、契約の終了後3年の間に競合する店舗網に加入し、近似のブランド（marque approachante）を利用し、Pétrin Ribeirouのノウハウ（savoir-faire）およびブランド（marque）を用いて行なわれる業務と競合する業務の運用にかかわることの禁止についても、「この禁止は、明文によっては解除されていないのであるが、その目的が同一である製パン洋菓子店の伝統的な職業にかかわる禁止が解除されたことにより失効したこと（devenue caduque）は明らかである」とした。そのうえで、Aix-en-Provence控訴院はつぎのように判示した（改行は引用者による）。

「この日から競合する業務を行なうことを許されたFranval社は、それまでPétrin Ribeirouのノウハウの実施に制限されていたその目的の変更を正当に総会の承認に付した。定款および商法典L. 223-30条の規定にしたがいこの変更は、特別総会における4分の3の多数決によってしかなしえなかった。第2回目の招集における単純な多数決は、通常総会についてしか定められていない。この定款の規定は法律の規定を移したものであり、それ自体でも民法典第1844-1条に照らしても獅子条項にあたるもの（léonin）ではなく、民法典第1844-1条は1人だけの社員による利益のすべての独占（accaparement total du profit）またはその社員の損失についてのすべての免除（totale exonération des pertes）だけを対象にする。自由な合意により目的をPétrin Ribeirouのノウハウの活用に制限したこと、および、SDPR社が（特別総会の決議を）阻止できる少数派持分（minorité de blocage）を保有することからは直接にはなんらの無効も生じることではなく、競業禁止条項（clause de non-concurrence）が解除された後にこの会社（SDPR社）が阻止する権利（droit de blocage）を行使したことだけが問題にされている。

被控訴人（intimés）は、HFS社が最初は店舗網からの離脱を承諾しながら、つぎに解散を請求した点において相矛盾した行動をとったとして禁反言の原則（principe de l'estoppel）に対する違反を主張するのであるが、それは無益である。この原則は訴訟手続き（procédure）にだけ適用されるのであり、HFS社およびSDPR社の立場は訴えの提起（introduction de l'instance）からは変わっていないからである。

争われている（定款の）変更は、第2回目の招集において74%の会社持分の多数により採択されたのであり、残りの26%の会社持分の権利者であるSDPR社は適法な招集にもかかわらず出席しなかった。

SDPR社は、多数派の濫用（abus de majorité）をX夫妻に対して非難することはできない。なぜなら、要求される多数派は得られておらず、定款および商法典

L. 223-30条の適用される法文は第2回目の招集についてそれを下回る多数決を定めていないので、決議は単に違法であったからである。指摘される濫用はいずれにせよ認定されない。HFS社がサブライセンス契約の解約を承諾し、Pétrin Ribeiroのブランドの業務と競合する業務を行なうことを可能にする範囲において競業禁止条項が解除されたことにより、会社の目的の変更がFranval社の存続のために必要になったからである。

反対に、明白な少数派の濫用 (abus de minorité manifeste) が認定される。SDPR社はその妨害 (obstruction) により、Franval社の社員としてのその利益ではなく、まずは、害意 (intention de nuire) により競争者としてのその資格においてFranval社が消滅することに利益があるHFS社の子会社としての利益を優先させており、つぎに、身勝手な金儲け主義により (par esprit de lucre égoïste)、SDPR社によるその損害の算定が示すようにきわめて大きな剰余価値 (une très substantielle plus-value) を得ることが期待できる清算を優先させている。

裁判官は、少数派の濫用の制裁として、少数派社員が拒んだ決定を押しつける権限をもたない。被控訴人の主張とは反対に、サブライセンス契約の無効、損害賠償およびSDPR社が保有する会社持分の売却の請求について判断をした2009年3月19日の判決はなんら根拠にならない。この判決は、Franval社の訴えが受理されると宣言するにとどまり、その主文 (dispositif) には、原判決 (jugement attaqué) とまったく同様に、2006年5月11日の決議および会社の目的の変更が有効であると宣言する項目はない。

少数派社員の害意 (intention de nuire) を動機にした濫用的な抵抗は、少数派社員に代わり会社の利益において議決権を行使する任務を負う特別受任者 (mandataire ad hoc) によってしか克服できない。少なくとも将来については適切な解決を適用することにより補正 (régularisation) はなお可能であるようにおもわれるのでFranval社は補正を行ない、会社の目的の変更を定められた期間内においてあらたな特別総会に提案し、土地管轄がある商事裁判所の所長により急速審理 (référé) において緊急に任命されるべき特別受任者をそのあらたな特別総会に招集するように促されるべきである。それまではHFS社の請求については猶予される⁽⁴⁾」。

(3) HFS社による破毀申立て

うへの Aix-en-Provence 控訴院の2012年1月26日の判決に対してHFS社はつぎの2つの理由を主張して、破毀院商事部に同判決の破毀を申し立てた。

(a) 第1の破毀申立理由

「会社または会社の設立の後の行為および決議が無効になることにもとづく、指揮者または多数派社員に対する責任追及訴権は、無効が生じる日からではなく、無効の判決が確定力 (force de chose jugée) をもつ場合にその判決の日から3年の時効により消滅する。控訴院は、X夫妻が正当に商法典L. 235-13条の3年の消滅時効を主張したと判断して、HFS社がX夫妻に対して行使した責任追及訴権の時効消滅を宣言したのであるが、原判決が言い渡される前には消滅時効の期間の起算日になる決議の無効を言い渡す判決はなく、控訴院は上掲の法文に違反している。」

(b) 第2の破毀申立理由

第2の破毀申立理由は、つぎの2点からなる。

「1°) 少数派の濫用は、その少数派の濫用の責めを負うとされる社員の行動がその固有の利益を他の社員の犠牲においてはかるといふ唯一の意図によるものではなく、その社員がその決定を正当化できる重大な理由を援用できる場合には認定することはできない。控訴院は、業務の追及に必要な Franval 社の会社の目的の変更にかかわる決議を SDPR 社が妨害したことは、HFS 社が競争者として Franval 社が消滅することに利益を有していたので濫用にあたりとし、Franval 社による《Le Pétrin Ribeirou》のブランドのノウハウを利用しないという同社がなお負っている義務の違反を請求されたようには考慮しておらず、それゆえ Franval 社が侵害するその利益および権利を守るといふ HFS 社の正当な意思を考慮していないので、民法典第1382条および第1844-7条に照らして控訴院はその判断に適法な根拠を欠いている。

2°) 2011年8月10日に提出し送達したその最終の控訴趣意書 (dernières conclusions d'appel) において HFS 社は、会社の解散が社員間の不和 (mésentente) のために同様に言い渡されることができると主張した (...)。控訴院は、補正がなお将来については可能であると指摘して特別受任者を任命することにとどまり、2006年6月14日にXらがサブライセンス契約の無効の訴えを提起し、《Le Pétrin Ribeirou》のブランドのノウハウをもちや利用しないというその義務に Franval 社が違反したことにより不和が会社の運営を麻痺させていることを問題にしないことにより、民事手続法典第455条に違反している。」

〔判旨〕

本判決は、まず、「少数派の濫用」の認定にかかわる第2の破毀申立理由について判示してその申立てを退けたのであるが、責任追及訴権の消滅時効にかかわ

る第1の破毀申立理由についてはHFS社の主張を容れて、HFS社のX夫妻に対する責任追及訴権の行使を消滅時効の完成を理由にして不受理にした点についてだけ原判決を破毀し、事件を別の構成によるAix-en-Provence控訴院に差し戻した。

(1) 第2の破毀申立理由(「少数派の濫用」の認定)について

「しかし、一方において、原判決は、Franval社の目的が1997年9月30日の契約の目的であるノウハウの実施に限定されており、HFS社はこの契約を解約(résiliation)して、この契約の内容であった競業禁止条項をFranval社が《Pétrin Ribeirou》のブランドの業務と競合する業務を行なうことを許す範囲において解除することを承諾しており、それゆえ、Franval社が存続するためにはその目的の変更が必要であったと指摘した後に、SDPR社が、そのような場合に要求される会社持分の4分の3の多数決によるこの変更の採択を妨害したその行動により、社員としてのその利益ではなく、競争者としてFranval社が消滅することに利益を有するHFS社の利益、および、『身勝手な金儲け主義により、きわめて大きな剰余価値を得ることが期待できた清算』を優先させたと認定する。これらの認定および評価の状態において控訴院は、他の審理(recherche)をする必要はなく、適法にその判断を正当化している。

他方において、Franval社の期限前の解散のためのHFS社の請求については判断することを猶予したので、控訴院は、この請求を支えるために提出された申立趣意書(conclusions)に応える必要はなかった。

以上のことから、破毀申立理由はそのいかなる点においても理由はない。」

(2) 第1の破毀申立理由(責任追及訴権の消滅時効)について

「商法典L. 235-13条に鑑みて。

この法文によれば、会社の設立の後の行為および決議が無効になることにもとづく責任追及訴権は、無効の判決が確定力をもつ日から3年をもって時効により消滅する。

HFS社のX夫妻に対する請求は受理されないとはい渡すために原判決は、HFS社が展開する論拠から、X夫妻の責任は2006年5月11日のFranval社の特別総会において同社の定款を変更した決議が違法に採択された結果として追及されていると認定する。原判決は、召喚(assignation)がこの日から3年より後になされたので、X夫妻が商法典L. 235-13条の3年の消滅時効を主張するのは正当であると付け加える。

そのように判断したのであるが、控訴院の認定によれば、控訴院が完成したと

言い渡した消滅時効の期間の起算点 (point de départ) は Franval 社の設立の後の決議を無効にする判決により生じてはいなかったのであり、控訴院は上掲の法文に違反している。」

【研究】

本件で問題になった Franval 社は以上のように、「製パン洋菓子店 (boulangerie-pâtisserie)」のフランチャイズに加盟する X 夫妻が設立した有限会社である。同社の資本は X 夫妻の側が74%を出資しており、フランチャイザーも26%を出資していた。その後、X 夫妻がこのフランチャイズを離れて別のブランドに移る際に生じた紛争が本件の事案である。

破毀院商事部の本判決は、X 夫妻がフランチャイズを離れることにより必要になった会社の目的を変更する定款変更を決議する社員総会に欠席したフランチャイザーの側に「少数派の濫用 (abus de minorité)」を認定した点において控訴院の原判決を支持したのであるが、その定款変更の決議が無効であることによる責任追及訴権の消滅時効 (商法典 L. 235-13条 1条) の完成を認めた点において原判決を破毀している⁽⁵⁾。

1 「少数派の濫用」の認定

会社法において多数決による総会決議を濫用的なものであるとするのが「多数派の濫用 (abus de majorité)」(多数決の濫用)の法理であり、「多数派の濫用」を認定するための要件は、破毀院民事部の1961年4月18日の判決により判例法上明確にされている。その判決の事案では、会社の業績が良好であるにもかかわらず会社の利益を配当せず⁽⁶⁾にふたたび全額を内部に留保すると定める総会決議を「多数派の濫用」にあたり無効であるとした Paris 控訴院の1959年2月28日の原判決に対して、破毀院民事部の1961年4月18日の判決は、「(原判決が示す)理由からは、争われている決議が会社の一般的な利益に反して、かつ、少数派の構成員の犠牲において多数派の構成員を優遇することを唯一の意図としてなされたことは明らかではない」として原判決を破毀し、事件を Amiens 控訴院に差し戻した。

以上の破毀院民事部の1961年4月18日の判決によって、会社法において「多数派の濫用」を認定するための要件は、当該の総会決議が①「会社の一般的な利益に反して (contrairement à l'intérêt général de la société)」、かつ、②「少数派の構成員の犠牲において多数派の構成員を優遇することを唯一の意図として (dans l'unique dessein de favoriser les membres de la majorité au détriment des membres de la minorité)」なされたことであることが判例法上明確にされている。

それに対して、多数決による総会決議の成立を阻止できるだけの出資割合

(minorité de blocage) を保有する少数派社員が、総会に欠席または総会において決議に反対して決議の成立を妨げる行為を濫用的なものであるとするのが「少数派の濫用 (abus de minorité)」の法理である⁽⁸⁾。

会社法における「少数派の濫用」の法理は、破毀院商事部の1992年1月14日の判決 (Vitama 判決)、1992年7月15日の判決 (Six 判決) および1993年3月9日の判決 (Flandin 判決) という3件の判決により明確にされた⁽⁹⁾。とりわけ、「少数派の濫用」が認定される要件を判例法上明確にしたのが、つぎにみる破毀院商事部の1992年7月15日の判決 (Six 判決) である。

(1) 破毀院商事部の1992年7月15日の判決

この破毀院商事部の1992年7月15日の判決⁽¹⁰⁾の事案では、有限会社の株式会社への組織変更を承認する総会決議にかかわる「少数派の濫用」が問題にされた。

この有限会社 (SARL Tapisseries de France) は1980年9月12日に Jean-Paul Laurent とその夫人である Jocelyne Six (Six 夫人) とにより設立されたのであるが、1983年6月6日には Six 夫人は、この有限会社とは競合する別の有限会社 (SARL La Lisse d'Aubusson) を設立しており、Jean-Paul Laurent と Six 夫人との離婚を言い渡した Tours 大審裁判所の1986年8月14日の判決を Orléans 控訴院の1989年4月18日の判決が確認している。そして、1984年から1988年までの4年間、Six 夫人はこの有限会社 (SARL Tapisseries de France) の運営にはまったく関心を示してこなかった。

この有限会社は1986年6月16日に開催された社員総会において、出席した社員の全員一致により株式会社への組織変更を決議した。しかし、その社員総会に出席した社員が保有する持分は、同社の総出資口数4,000口のうちの2,798口にすぎず、少数派社員である Six 夫人が欠席しているので、組織変更に必要な会社持分の4分の3に相当する多数 (1966年7月24日の法律69条2項、60条2項) を欠いていた。そこで、1988年4月18日に Six 夫人は、その総会決議の無効を求めて訴えを提起した。それに対してこの有限会社も、Six 夫人に損害賠償を求める反訴請求 (demande reconventionnelle) を行なった。しかし、双方の請求を Gueret 大審裁判所の1989年5月16日の判決は退けており、Six 夫人が控訴した。

(a) Limoges 控訴院の判決

Limoges 控訴院の1990年4月23日の判決は、総会において夫に会うことを避けるためであれば Six 夫人は、この有限会社に他の数人の社員が入社した後はそれらの社員のいずれかに法定の条件 (1966年法律58条2項) において議決権の代理行使を依頼できたと指摘して、社員総会への欠席を続けたことにより Six 夫人は

誤った行動 (comportement fautif) をしたのであり、そのために、とくに1986年6月16日の特別総会において、その保有する決議を阻止できる出資割合 (fraction de blocage) を用いて他の社員が望ましいと判断する決定を妨げることはすべて正当性が失われたと述べたうえで、つぎのように判示した。「以上の結果として、Six 夫人のこの行動が《La Lisse d'Aubusson》社の成功をはかるためであったかどうかについて判断するまでもなく Six 夫人の側には少数派の濫用があり、会社の利益に損害を及ぼすその効果は、争いがあるにもかかわらず1986年1月1日以降の会社の定款および運営方法を定める決議に対する無効訴権を退けることでしか賠償されない。」

以上のように Limoges 控訴院の1990年4月23日の判決は、まず Six 夫人について「少数派の濫用」を認めたとうえで、そのように Six 夫人には「少数派の濫用」があることを理由にして、Six 夫人による総会決議の無効訴権の行使を退けたのである。

この Limoges 控訴院の判決について Six 夫人は、第1に、多数決の要件を欠く総会決議は当然に無効であると主張し、第2に、会社の利益に反して個人の利益を追求したことの認定をしないで「少数派の濫用」を認めることはできないと主張して、破毀院商事部に破毀を申し立てた。

(b) 破毀院商事部の判決

破毀院商事部の1992年7月15日の判決はつぎの判示により、Six 夫人のそれら双方の主張を容れて、原判決を破毀し事件を Poitiers 控訴院に差し戻した。

すなわち、この破毀院商事部の判決はまず、「少数派の濫用」を認定するための要件にかかわる第2の破毀申立理由について、Six 夫人が社員総会に一貫して欠席を続けて、その欠席により他の社員が望ましいと判断する決定を妨げたことにより少数派の濫用を犯したと原判決が判断したことを指摘したうえで、つぎのように判示した。「以上の理由は、Six 夫人の態度がいかなる点において、会社にとって不可欠な行為の実現を阻止したという点において会社の一般的な利益に反しており、かつ、その固有の利益を他の社員の全体の犠牲においてはかることを唯一の意図としているのかを立証できないものであり、そうした理由にもとづき判断したことにより控訴院はその判断に適法な基礎を欠いている。」

そのうえで、多数決の要件を欠く総会決議は当然に無効であるという第1の破毀申立理由について、「会社持分の4分の3を下回る多数により決定された有限会社の株式会社への組織変更は無効であり、少数派社員によるその権利の濫用は、それが立証されたとしても違法な決議の効力をもたらず余地はない」とこの破毀院商事部の判決は判示した。

(2) 「少数派の濫用」の要件

以上のように破毀院商事部の1992年7月15日の判決 (Six 判決) は、「少数派の濫用」を認定するための要件にかかわる第2の破毀申立理由に対する判示により、「少数派の濫用」を認定するための要件は、①「少数派社員 (Six 夫人) が会社にとって不可欠な行為の実現を阻止したという点において会社の一般的な利益に反して (contraire à l'intérêt général de la société, en ce que Mme Six aurait interdit la réalisation d'une opération essentielle pour celle-ci)」おり、かつ、②「(少数派社員が) その固有の利益を他の社員の全体の犠牲においてはかかるとを唯一の意図としている (dans l'unique dessein de favoriser ses propres intérêts au détriment de l'ensemble des autres associés)」ことの2点であることを明示した。

そのようにして明示された「少数派の濫用」の要件は、1の冒頭にみた破毀院民事部の1961年4月18日の判決が示した「多数派の濫用」の要件の影響をうけたものであることは明らかである。もっとも、「少数派の濫用」における第1の「会社の一般的な利益に反して」という要件には、「少数派社員 (Mme Six) が会社にとって不可欠な行為の実現を阻止したという点において (en ce que Mme Six aurait interdit la réalisation d'une opération essentielle pour celle-ci)」という文言が付されている。これは、総会決議に賛成しないことを濫用であるとする「少数派の濫用」の認定における「会社の利益」に反するという判断の内容を示すものである。その点について、一方では、「多数派の濫用」の場合でも、「会社の一般的な利益の擁護にとって本質的な行為 (opérations essentielles à la défense de l'intérêt général de la société)」だけを裁判所は「多数派の濫用」であると認定するのであると指摘して、「多数派の濫用」と「少数派の濫用」とは同一の要件において判断されることを強調する見解がある⁽¹²⁾。しかし、「多数派の濫用」の場合には、それにより成立した総会決議の内容が「会社の利益」に反しないのかが審査されるのに対して、「少数派の濫用」の場合には、それにより成立する総会決議は存在せず、それにより成立しなかった総会決議の内容が審査の対象になる。それゆえ、他方では、「多数派の濫用」の場合と同一の「会社の利益」を審査の基準にして、「会社の利益」に合致する決議を成立させない行為をすべて濫用的なものとすることはできず、そこでは「会社の利益」は「会社の存続 (survie de la société)」に限定して解さざるを得ないと指摘されており⁽¹³⁾、その意味において、破毀院商事部の1992年7月15日の判決 (Six 判決) は、会社にとって「不可欠な行為 (opération essentielle 本質的な行為)」に少数派社員が反対することを要求することにより、「少数派の濫用」が認定される余地を著しく限定したのでであると指摘されている⁽¹⁴⁾。

破毀院商事部の1992年7月15日の判決が以上のように「少数派の濫用」を認定

するための2つの要件を明示した後は、裁判所はそれらの要件により「少数派の濫用」の成否を判断している⁽¹⁵⁾。

（3） 本件における「少数派の濫用」の認定

破毀院商事部の本判決も、以上の判例法上定められた「少数派の濫用」を認定するための2つの要件を審査して、「少数派の濫用」を認定した原判決の判断を確認している。

すなわち、まず、「少数派の濫用」の第1の要件である①「少数派社員が会社にとって不可欠な行為の実現を阻止したという点において会社の一般的な利益に反して」いるかどうかについては、Franval社の目的が《Pétrin Ribeirou》のノウハウの実施に限定されており、それゆえ、Franval社が《Pétrin Ribeirou》のフランチャイズから離れることにより「Franval社が存続するためにはその目的の変更が必要であったと（原判決が）指摘した」ことを本判決は確認している。そのうえで、「少数派の濫用」の第2の要件である②「（少数派社員が）その固有の利益を他の社員の全体の犠牲においてはかゝることを唯一の意図としている」かどうかについては、「（少数派社員が）この変更の採択を妨害したその行動により、社員としてのその利益ではなく、競争者としてFranval社が消滅することに利益を有するHFS社の利益、および、『身勝手な金儲け主義により（par esprit de lucre égoïste）、きわめて大きな剰余価値を得ることが期待できた清算』を優先させた」と（原判決は）認定することを本判決は確認している。

「少数派の濫用」の第2の要件においてはとくに、少数派社員（SDPR社）が社員としての利益よりも、社員以外の立場（Franval社の競争者の立場）による利益を優先させたことが確認されている⁽¹⁶⁾のである。

2 総会決議の効力

「多数派の濫用」が認定される場合には、「多数派の濫用」を行なったとされる多数派社員の損害賠償責任が認められるほかに、「多数派の濫用」による総会決議が無効になることに異論はない。「少数派の濫用」が認定される場合にも、「少数派の濫用」を行なったとされる少数派社員の損害賠償責任が認められることには異論はない。本件の事案でも、「少数派の濫用」を理由にしたHFS社に対するFranval社の損害賠償の請求が認められている（注4を参照）。

（1） 「少数派の濫用」の場合における特別受任者の任命

しかし、「少数派の濫用」は、総会決議の成立を阻止する少数派社員の行為をもって濫用行為であるとするものであり、「多数派の濫用」の場合とは異なり、

「少数派の濫用」により成立した総会決議が存在するわけではない。そのために、「多数派の濫用」の場合には、それにより成立した総会決議を無効にすることにより濫用行為がなかった状態を回復させることができるのに対して、「少数派の濫用」の場合には、濫用行為がなかった状態を回復させることは容易ではない。

そのために、「少数派の濫用」が認定される場合には「行為の効力をもつ判決 (jugement valant acte)」を認めて、すなわち、裁判所の判決をもって「少数派の濫用」により成立が阻止されていた総会決議に代える可能性が主張されていた。

たとえば、(1の冒頭に掲げた)破毀院商事部の1992年1月14日の判決(Vitama⁽¹⁷⁾判決)は、有限会社(SARL Vitama)の自己資金(capitaux propres)が資本の2分の1を下回ったことにより会社の解散を回避するために必要になった増資の総会決議(1966年7月24日の法律68条、商法典L. 223-42条)に対して少数派社員が反対したために、会社がその少数派社員による権利の濫用を主張して、増資を実施する許可を裁判所に求めた事案にかかわるものである。Paris控訴院の1990年1月26日の判決は、少数派社員による権利の濫用がたとえ立証されたとしても少数派社員の損害賠償責任しか認められないとして、会社のその請求を退けたのであるが、破毀院商事部は、少数派の濫用が認定される場合には、「損害賠償が場合により認められるほかに、会社の利益を考慮することを可能にする他の解決が存在する(hormis l'allocation d'éventuels dommages-intérêts, il existe d'autres solutions permettant la prise en compte de l'intérêt social)」と判示して、Paris控訴院の原判決を破毀している。この判示は、総会決議に代わる判決である「行為の効力をもつ判決(jugement valant acte)」が認められる余地を破毀院商事部が示唆したものと解されていた。

その後、有限会社の最低資本金(1966年法律35条1項)が1984年3月1日の法律第84-148号により20,000フランから50,000フランに引き上げられたために、有限会社(SARL Alarme Service Électronique)がその20,400フランの資本金を50,000フランにする増資を書面決議により決定しようとしたにもかかわらず、少数派社員(2人のFlandin兄弟)の回答がなかったために会社持分の4分の3の賛成を得られず、さらに、その3年後に、同社が専門会計士の勧めによりその発展に必要な資金を得るために資本金を500,000フランにする増資を決議するための社員総会を招集しても、それらの少数派社員は欠席した事案において、Pau控訴院の1991年1月21日の判決は、それらの少数派社員について「少数派の濫用」を認め(18)たうえで、「裁判所の判決は総会において採択できなかった決議の採択の効力をもつ(la décision judiciaire vaudra adoption de la résolution qui n'a pu être adoptée par l'assemblée)」と判示した。

しかし、その少数派社員による破毀申立てにもとづく(1の冒頭に掲げた)破

毀院商事部の1993年3月9日の判決（Flandin 判決）⁽²⁰⁾は、一方において、1の(1)にみた破毀院商事部の1992年7月15日の判決（Six 判決）が判示した「少数派の濫用」を認定するための2つの要件に照らして、会社の存続のために必要である法律上要求される50,000フランへの増資に対する少数派社員の反対が「少数派の濫用」にあたりと認定したことは正当であるが、会社の業績が良好であるにもかかわらず500,000フランに増資することに対して少数派社員が反対した点については「少数派の濫用」の要件を満たすことの立証はないとした。そして、他方において、Pau 控訴院の1991年1月21日の判決が、「裁判所の判決は総会において採択できなかった決議の採択の効力をもつ」と判示した点について破毀院商事部の1993年3月9日の判決（Flandin 判決）は、「裁判官は法律上の権限をもつ会社機関に代わることはできない（le juge ne pouvait se substituer aux organes sociaux légalement compétents）」とした。そのうえで、「あらたな総会において現われない少数派社員を代理し、少数派社員の名において会社の利益に合致する決議に賛成し、しかし、少数派社員の正当な利益は侵害しないで議決権を行使するための受任者を任命することは裁判官には可能である（il lui était possible de désigner un mandataire aux fins de représenter les associés minoritaires défaillants à une nouvelle assemblée et de voter en leur nom dans le sens des décisions conformes à l'intérêt social mais ne portant pas atteinte à l'intérêt légitime des minoritaires）」と破毀院商事部の1993年3月9日の判決（Flandin 判決）は判示した。

以上のように、この破毀院商事部の1993年3月9日の判決（Flandin 判決）により、「少数派の濫用」が認定される場合において多数派社員または会社が裁判所に求めることができる救済策は、その少数派社員の損害賠償責任の追及のほかには、「特別受任者（mandataire ad hoc）」の任命を請求して、その「特別受任者」に社員総会において少数派社員に代わり議決権を行使させることであり、裁判所の判決それ自体には総会決議に代わる効力は認められないということが明らかにされた。

本件における控訴院の原判決もそうした判例法にしたがって、少数派社員に代わり会社の利益において議決権を行使すべき「特別受任者」の任命を商事裁判所の所長に請求し、あらたに招集される特別総会にこの「特別受任者」を招集することを Franval 社に促したのである。

（２）「少数派の濫用」の場合における総会決議の効力

先に掲げた Limoges 控訴院の1990年4月23日の判決は（1の(1)(a)にみたように）、少数派社員が欠席したために多数決の要件を欠いた総会決議の効力をその少数派社員が争った事案において、その少数派社員に「少数派の濫用」が認めら

れることを理由にして、その少数派社員による総会決議の無効訴権の行使を退けている⁽²¹⁾。しかし、破毀院商事部の1992年7月15日の判決 (Six 判決) は (1) の (1) (b) にみたように、「少数派社員によるその権利の濫用は、それが立証されたとしても違法な決議の効力をもたらず余地はない」と判示して、その点の判示についても Limoges 控訴院の原判決を破毀している。

その破毀院商事部の1992年7月15日の判決 (Six 判決) の判示を前提にするかぎり、本件の事案における2006年5月11日に開催された Franval 社の社員総会における会社の目的を変更する定款変更の決議は、会社持分の4分の3という多数決の要件を欠いているために無効であることは明らかである。本判決の原審である Aix-en-Provence 控訴院の2012年1月26日の判決も (〔事実〕の(2) (b) にみたように)、Franval 社の会社の目的を変更する本件の定款変更の総会決議は「単に違法であった」としたうえで、特別受任者の任命を請求して「会社の目的の変更を… あらたな特別総会に提案」することを Franval 社に促しており、本件の定款変更の総会決議は無効であったと解していると考えられる。

しかし、その Aix-en-Provence 控訴院の原判決の後 (ただし、破毀院商事部の本判決の前) に、破毀院商事部の2012年5月30日の判決は、有限会社の社員総会における多数決の要件を欠く定款変更の決議を無効にした控訴院の原判決について、「商法典 L. 223-3 条は、定款を変更する決議に適用される多数決にかかる定款規定の不遵守について無効の制裁を定めておらず、控訴院は上記の法文に違反した」と判示して、その原判決を破毀している。

商法典 L. 235-1 条の規定は無効事由を制限するために、総会決議の無効に関しては、定款を変更する総会決議とそれ以外の総会決議とを区別して、定款を変更する総会決議の無効は、商法典第2編の(無効を定める)明文の規定または契約の無効を規律する法律にもとづいてのみ認められる (商法典 L. 235-1 条1項) のに対して、それ以外の総会決議の無効は、商法典第2編の強行規定の違反または契約を規律する法律にもとづいてのみ認められると定めている (同条2項)。株式会社の場合には、特別総会における多数決の要件 (商法典 L. 225-96条) に違反する決議は無効であるとする明文の規定 (同 L. 225-121条1項) が存在するのであるが、有限会社の場合には、特別総会における多数決の要件 (同 L. 233-30条2項) に違反する決議は無効であると定める明文の規定は存在しない⁽²⁴⁾。そのことを理由にして、破毀院商事部の2012年5月30日の判決は、有限会社の特別総会における多数決の要件を欠く定款変更の決議は無効ではないと解したのである。

この破毀院商事部の2012年5月30日の判決による解釈を前提にすれば、会社の目的を変更する本件の Franval 社の定款変更の総会決議も、多数決の要件は欠いていても無効ではないことになる。そのために破毀院商事部の本判決は、本件の

総会決議の効力については述べていないのであると指摘されている。本件の総会決議が無効ではないのであれば、「少数派の濫用」を理由にした特別受任者の任命も必要ではないことになり、本件の総会決議が無効であることを理由にしたSDPR社によるX夫妻に対する損害賠償の請求もその根拠を失うことになる。破毀院商事部の2012年5月30日の判決による解釈を前提にすれば、有限会社の社員総会における定款変更の決議は、たとえ多数決の要件を欠く場合でも採択すべきであるということになりかねない。破毀院商事部の本判決は、「少数派の濫用」の場面との関連において、有限会社における多数決の要件を欠く定款変更の総会決議も無効ではないとする破毀院商事部の2012年5月30日の判決の解釈を改める⁽²⁵⁾の必要性があることを示すものであると指摘される。

- (1) Cass. com. 19 mars 2013, n° 12-16.910, *JurisData* n° 2013-004836; *Rev. sociétés* 2014, pp. 169 et suiv., note Anne-Laure CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU.
- (2) 以上のようにフランスでは、フランチャイズ (franchise) において加盟者 (franchisé) が会社を設立し、フランチャイザー (franchiseur) もその会社に出資してフランチャイズ事業を行なう方式は《franchise participative》(資本参加フランチャイズ) といわれており、フランスにおいて多く行なわれているとされる。Bruno DONDERO, *L'instrumentalisation du droit des sociétés: la franchise participative*, *JCPE* 2012, 1671 を参照。
- (3) Franval社は《Le Pétrin Ribeirou》のフランチャイズを離れた後に、《Le Pétrin du Cannet》のブランドにより「製パン洋菓子店 (boulangerie-pâtisserie)」の業務を続けており、《Le Pétrin Ribeirou》の商標権者およびHFS社は、HFS社のノウハウがそこに利用されていると主張して、Franval社およびX夫妻に対して「商標権侵害および不正競争 (contrefaçon de marque et concurrence déloyale)」による損害賠償責任を追及する訴えを提起している。しかし、Aix-en-Provence控訴院の2014年4月3日の判決は、HFS社のノウハウが利用されていることの立証がないとしてHFS社の請求を退けており、同判決に対する破毀申立てを破毀院商事部の2015年12月8日の判決も退けている。Cass. com. 8 déc. 2015, n° 14-19.487, *JurisData* n° 2015-027895.
- (4) このAix-en-Provence控訴院の2012年1月26日の判決が以上のように特別受任者の任命をFranval社に促した後に、2012年4月11日の急速審理命令 (ordonnance de référé) により特別受任者が任命されており、その急速審理命令に対する控訴をAix-en-Provence控訴院の2012年10月4日の判決は退けたのであるが、破毀院商事部の2014年2月4日の判決は、このAix-en-Provence控訴院の2012年10月4日の判決の一部を破毀して2012年4月11日の急速審理命令の一部を取り消している。Cass. com. 4 févr. 2014, n° 12-26.348, *JurisData* n° 2014-001765; *Bull. Joly Sociétés* 2014, pp. 302 et suiv., note Dominique SCHMIDT.
- さらに、本判決の原審である以上のAix-en-Provence控訴院の2012年1月26日の判決が判断を猶予したHFS社によるFranval社の期限前解散の請求、および、「少数派の濫用」を理由にしてHFS社に損害賠償を求めるFranval社による反訴請求に対して、Aix-en-Provence控訴院の2012年12月13日の判決は、一方において、HFS社によるFranval社の期限前解散の請求を退け、他方において、少数派の濫用 (abus de minorité) および損害を及ぼす妨害

(obstruction dommageable) による損害の賠償として Franval 社への30,000ユーロの支払いを HFS 社に命じている。この判決に対する HFS 社による破毀申立てを破毀院商事部の2015年3月17日の判決は、Franval 社の運営が麻痺していないことは原判決による認定から明らかであるとして退けている。Cass. com. 17 mars 2015, n° 13-14.113.

(5) 「会社または会社の設立の後の行為および決議が無効になることにもとづく責任追及訴権は、無効の判決が確定力を得た日から3年をもって時効により消滅する (L'action en responsabilité fondée sur l'annulation de la société ou des actes et délibérations postérieures à sa constitution se prescrit par trois ans à compter du jour où la décision d'annulation est passée en force de chose jugée)」と定める商法典 L. 235-13条1項の規定は、1966年7月24日の法律の第370条1項の規定を引き継いだものである。同規定について、Jean HÉMAR, François TERRÉ et Pierre MABILAT, *Sociétés commerciales*, tome III, Dalloz, 1978, n° 723, p. 554 を参照。この規定が定める時効期間の起算日は以上のように「無効の判決が確定力を得た日」であり、決議の違法な採択の日を時効期間の起算日とした本件の原判決の判示には明白な誤りがある。CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *op. cit.* (注1), n° 16 を参照。

(6) Cass. civ. 18 avril 1961, *Bull. civ.*, III, n° 175; *D* 1961, juris. p. 661; *S* 1961, p. 257, note André DALSACE; *JCP* 1961. II. 12164, note Daniel BASTIAN; *RTD com* 1961, p. 634, obs. Roger HOUIN; *Gaz. Pal.* 1961, 2° sem., p. 15.

(7) CA Paris 28 févr. 1959, *D* 1959, juris. p. 353, note Edmond Noël MARTINE; *S* 1959, juris. p. 134, note André DALSACE; *JCP* 1959.II.11175, note Daniel BASTIAN; *RTD com* 1960, p. 99, obs. Jean RAULT; *Gaz. Pal.* 1959, 1^{er} sem., p. 254.

(8) 「少数派の濫用」について、Lucien SIMONT, Réflexion sur l'abus de minorité, *Liber Amicorum Jan Ronse*, Story Scientia, 1986, pp. 307 et suiv.; Paul LE CANNU, L'abus de minorité, *Bull. Joly* 1986, pp. 429 et suiv.; Martine BOIZARD, L'abus de minorité, *Rev. sociétés* 1988, pp. 365 et suiv.; Philippe MERLE, L'abus de minorité, *Rev. juris. com.* n° spécial, nov. 1991, pp. 81 et suiv.; Michel CABRILLAC, De quelques handicaps dans la construction de la théorie de l'abus de minorité, *Mélanges offerts à André Colomer*, Litec, 1993, pp. 109 et suiv.; Daniel TRICOT, Abus de droit dans les sociétés, abus de majorité et abus de minorité, *RTD com* 1994, pp. 617 et suiv.; Emeric LEPOUTRE, Les sanctions des abus de minorité et de majorité dans les sociétés commerciales, *Dr. et patrimoine* n° 33, déc. 1995, pp. 68 et suiv.; François-Xavier LUCAS, La réparation de préjudice causé par un abus de minorité en droit des sociétés, *Les Petites Affiches* n° 110, 12 sept. 1997, pp. 6 et suiv.; Jean-François BARBIÉRI, Retour sur les sanctions de l'abus de minorité, *Mélanges Dominique Schmidt*, Joly 2005, pp. 51 et suiv.; Alexis CONSTANTIN, La tyrannie des faibles, De l'abus de minorité en droit des sociétés, *Mélanges Yves Guyon*, Dalloz, 2013, pp. 213 et suiv.

また、清弘正子「少数派による資本多数決の濫用とその制裁～フランスにおける理論と判例～〔上・下〕」際商24巻9号(1996年)933頁以下、10号1054頁以下、山本真知子「フランスにおける株主・社員の議決権濫用による総会決議の不成立と損害の回復」『21世紀の企業法制(酒巻俊雄先生古稀記念)』(商事法務、2003年)847頁以下、山本真知子「フランス会社法における少数派株主・社員の権利濫用概念の生成—三つの破棄院判決を中心に—」『商法の歴史と理論(倉澤康一郎先生古稀記念)』(新青出版、2005年)933頁以下。

(9) 「少数派の濫用」について判断した最初の公判裁判例は、つぎの Besançon 控訴院の1957

年6月5日の判決であるとされる (BOIZARD, *op. cit.* (注8), p. 365, n° 1; MERLE, *op. cit.* (注8), p. 81, n° 1; LEPOUTRE, *op. cit.* (注8), p. 69, n° 6). CA Besançon 5 juin 1957, *D* 1957, p. 605, note André DALSACE. この判決は、株式会社において少数派株主が定款変更に対抗したという事案において、その少数派株主による反対を濫用的なものとは認めず、会社によるその少数派株主に対する損害賠償の請求を退けている。

その後、「少数派の濫用」を認定した裁判例として、つぎの Lyon 控訴院の1984年12月20日の判決は、株式会社において会社の存続に必要な増資の総会決議に対抗した少数派社員は「濫用 (abus)」を犯したものであると認めて、(会社は後に解散しており) 会社の社長 (président-directeur général) であった多数派社員による少数派社員に対する損害賠償の請求を認めている。CA Lyon 20 déc. 1984, *D* 1986, juris. p. 506, note Yves REINHARD; *Rev. juris. com.* 1988, p. 86, note Dominique VIDAL. つぎの Pointe-à-Pitre 商事混合裁判所の1987年1月9日の判決は、会社の更生 (redressement) に必要な増資の総会決議に対する少数派社員の反対を濫用的なものであるとしたうえで、その判決が総会決議を有効にする効力をもつとした。Trib. mixte de com. Pointe-à-Pitre 9 janv. 1987, *Rev. sociétés* 1987, p. 285, obs. Yves GUYON.

つぎの Dijon 控訴院の1983年11月16日の判決は、同額を出資した2人の社員からなる有限会社において、その会社の従業員でもあった一方の社員が会社から解雇された後に、会社の業務執行者である他方の社員が提案するすべての決議に一貫して反対したことを濫用的である (abus d'égalité 対等の濫用) とみて、その社員の会社および他方の社員に対する損害賠償責任を認めている。CA Dilon 16 nov. 1983, *JurisData* n° 1983-042073, n° 1983-699135; *D* 1984, I.R. p. 394, obs. Jean-Claude BOUSQUET et Véronique SÉLINSKY; *JCPE* 1984.I.13358, n° 7, obs. Yves GUYON; *Gaz. Pal.* 1983, 2^e sem., juris. p. 740, note A. P.S.; *Bull. Joly* 1984, p. 15, Actualité. つぎの Lyon 控訴院の1987年6月25日の判決は、やはり同額を出資した2人の社員からなる会社において、その会社の従業員でもあった一方の社員が会社から「重い非行 (faute grave)」を理由にして解雇された後に、会社に必要な総会決議に対抗したことを濫用的である (対等の濫用) としたうえで、その判決は総会決議の採択の効力をもつとした。CA Lyon 25 juin 1987, *RTD com* 1988, p. 70, obs. Yves REINHARD.

(10) Cass. com. 15 juill. 1992, n° 90-17.216, *Bull. civ.*, IV, n° 279; *JurisData* n° 1992-001690; *D* 1993, juris. p. 279, note Hervé LE DIASCORN; *JCP G* 1992. II. 21944, note Jean-François BARBIÉRI; *JCP E* 1992. II. 375, note Yves GUYON; *Rev. sociétés* 1993, p. 400, note Philippe MERLE; *RTD com* 1993, p. 112, obs. Yves REINHARD; *Bull. Joly* 1992, p. 1083, note Paul LE CANNU; *Dr. sociétés* oct. 1992, n° 207, p. 11, note Hervé LE NABASQUE.

(11) CA Limoges 23 avril 1990, *JurisData* n° 1990-041459.

(12) 破産院の Tricot 裁判官はそうのように指摘したうえで、多数派社員による決定が会社の利益により正当化されるものではなく、少数派社員の犠牲において多数派社員の利益をはかるものである場合には、その決定は会社の論理とは異なる論理によるのであり、そこではまさに「会社の本質 (essence de la société)」が多数派により侵害されているのであると指摘する。TRICOT, *op. cit.* (注8), pp. 622 et 623 を参照。

(13) CABRILLAC, *op. cit.* (注8), n° 15 et 16, pp. 114 et 115 に、そうした指摘がある。

(14) MERLE, *op. cit.* (注10), p. 402 が、そうのように指摘する。

(15) 破産院商事部の判決のうちつぎの2件の判決が、「少数派の濫用」を認定した控訴院の原判決を確認している。Cass. com. 5 mai 1998, n° 96-15.383, *Bull. civ.*, IV, n° 149; *JurisData* n°

- 1988-001942; Cass. com. 18 juin 2002, n° 98-21.967. つぎの 2 件の判決は、「少数派の濫用」を認定した控訴院の原判決を破毀している。Cass. com, 31 janv. 2006, n° 04-14. 182, *JurisData* n° 2006-032004; Cass. com. 4 déc. 2012, n° 11-25.408, *JurisData* n° 2012-028365. 反対につきの判決は、「少数派の濫用」を認定しなかった控訴院の原判決を破毀している。Cass. com. 10 mai 2011, n° 10-16.323, *JurisData* n° 2011-008373. そのほか、つぎの 2 件の判決は、会社による社員に対する情報提供がなかったことを理由にして、総会決議に賛成しない少数派社員による「少数派の濫用」を否定している。Cass. com. 27 mai 1997, n° 95-15.690, *Bull. civ.*, IV, n° 159; *JurisData* n° 1997-002355; Cass. com. 20 mars 2007, n° 05-19.225, *Bull. civ.*, IV, n° 97; *JurisData* n° 2007-038097.
- (16) 以上について、CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *op. cit.* (注 1), n° 5 à 8 を参照。そのほか、本件では HFS 社が、契約に残されていた競業禁止条項に X 夫妻が違反したためにみずからの利益および権利を守るという正当な意思により社員総会に欠席したと (第 2 の破毀申立理由においても) 主張した点を指摘して、控訴院の原判決がその競業禁止条項は「失効した」と判断したために本件の判決においては争点にはならなかったのであるが、会社法において「少数派の濫用」にあるとされる行為が少数派社員が有する契約上の権利により正当化される余地があるのかという争点があることが指摘されている。CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *op. cit.* (注 1), n° 9 à 12 を参照。
- (17) Cass. com. 14 janv. 1992, n° 90-13.055, *Bull. civ.*, IV, n° 19; *JurisData* n° 1992-000021.
- (18) CA Paris 26 janv. 1990, *JurisData* n° 1990-020786.
- (19) CA Pau 21 janv. 1991, *JurisData* n° 1991-040056, n° 1991-600186.
- (20) Cass. com. 9 mars 1993, n° 91-14.685, *Bull. civ.*, IV, n° 101; *JurisData* n° 1993-000497.
- (21) Limoges 控訴院の 1990 年 4 月 23 日の判決のその点の判示について、MERLE, *op. cit.* (注 8), n° 27, pp. 89 et 90 を参照。
- (22) 有限会社における定款変更のための総会決議は、会社持分の 4 分の 3 の多数によるものとされてきた (1925 年 3 月 7 日の法律 31 条、1966 年 7 月 24 日の法律 60 条 2 項、商法典 L. 223-30 条 2 項)。「中小企業のための 2005 年 8 月 2 日の法律第 2005-882 号 (Loi n° 2005-882 du 2 août 2005 en faveur des petites et moyennes entreprises)」は、同法律の公布の後に設立された有限会社を対象にして、定款変更のための総会決議の決議要件を緩和しており、第 1 回招集の際の定足数を持分の 4 分の 1 とし、第 2 回招集の際の定足数を持分の 5 分の 1 として、いずれの総会でも本人または代理人が出席した社員が保有する持分の 3 分の 2 の多数により定款変更は決議されるものと定められた (2005 年 8 月 2 日の法律による改正後の商法典 L. 233-30 条 3 項)。同法律の公布の前に設立された有限会社が同法律が定めた定款変更のための決議要件の適用をうけるためには、社員の全員一致によるその旨の決定が必要である (同条 4 項)。
- (23) Cass. com. 30 mai 2012, n° 11-16.272, aff. First Racing, *Bull. civ.*, IV, n° 111; *JurisData* n° 2012-011529; *RJDA* 2012, n° 779, p. 715; *D* 2012, p. 1478, obs. Alain LIENHARD; *D* 2012, p. 1581, note Bruno DONDERO; *Gaz. Pal.* 2012, p. 2280, note Anne-Françoise ZATTARA-GROS; *Bull. Joly Sociétés* 2012, p. 615, note Antoine GAUDEMET; *Dr. sociétés* 2012, comm. 140, note Myriam ROUSSILLE; *JCP E* 2012, 1525, note Myriam ROUSSILLE; *D* 2012, p. 2696, obs. Jean-Claude HALLOUIN. この判決について、拙稿「有限会社における決議要件を欠く総会決議の効力」際商 42 卷 9 号 (2014 年) 1412 頁以下。
- (24) 破毀院商事部の 1992 年 7 月 15 日の判決 (Six 判決) の事案において問題になった有限会社

の組織変更については、法定の要件を欠く組織変更は無効であるとする明文の規定（商法典L. 223-43条4項）がある。

(25) CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *op. cit.* (注1), n° 19 が、そのように指摘する。

(26) ここでは、立法論としては、有限会社の場合にも株式会社の場合と同様に、多数決の要件を欠く総会決議は無効であると明文により定める規定を設けるべきであるが、同時に、解釈論として、定款変更のための特別多数決 (*majorité qualifiée*) の要件は立法者が少数派社員の同意 (*consentement*) を保護するものであるとみて、その多数決の要件を欠く総会決議については、少数派社員の同意を欠くこと理由にして「契約の無効を規律する法律」である（義務を負担する当事者の同意を合意の効力要件の1つに掲げる）民法典第1108条の規定を根拠にしてその総会決議は無効であると解する余地が指摘されている。CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *op. cit.* (注1), n° 20 を参照。